

《小山市にお住まいの方》

令和8(2026)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度は、**栃木県庁下都賀庁舎 第2 福利厚生棟会議室(栃木市神田町6-6)**で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりですので、交付を希望する方は、御確認ください。

※令和7年1月に実施した、小山庁舎では受付・交付は行いませんのでご注意ください。

1. 受付日、受付時間、対象地区および会場案内図(下都賀庁舎：栃木市神田町6-6)

受付日	受付時間・対象地区	
	午 前 (9:00~11:30)	午 後 (13:00~15:30)
令和8(2026)年 1月8日(木)	中 地区	大谷 地区
1月9日(金)	寒川 地区	穂積 地区
1月13日(火)	共同・受委託	共同・受委託
1月14日(水)	豊田 地区 (両毛線南側)	豊田 地区 (両毛線北側)
1月15日(木)	生井 地区	絹 地区
1月16日(金)	間々田 地区	桑 地区



※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。

※更新手数料420円は、つり銭のないよう御協力をお願いします。(キャッシュ決済も可)

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所に問い合わせください。

※感染症予防に係るマスク着用については、申請者個人の判断に委ねますが、発熱や風邪等の症状がある場合は、来場を見合わせるようお願いします。

2. 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)
(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)
- (3) 使用者証更新手数料 420円(キャッシュ決済も可)(※新規申請及び使用者証更新の場合)
- (4) 耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

④受委託の方は、耕作証明書の発行に時間がかかるため、お早めに農業委員会で申請手続きを行ってください。

3. 問い合わせ先

○栃木県税事務所 軽油担当 Tel0282-23-6882

○小山市農業委員会事務局 Tel0285-22-9243(耕作証明書について)